

福島県動物愛護管理推進計画（一部改定案）に対するパブリックコメント（回答）

ページ	疑問・意見・修正案等	県の考え方
<p>p3 6 県民の役割と動物関係事業者、行政の責務 県民の役割</p>	<p>「不適正な飼養、所有者不明動物に対する暴行を目撃した場合には、速やかに警察等関係機関に通報するものとする。」を表記する。</p>	<p>本計画は、県民自らが、動物を愛護し、動物の適正な飼養管理を行うことを目的としております。 また、動物に関する殺傷・虐待・遺棄事案に関して情報探知した場合には、必要に応じ、警察と連携し対応しておりますので、原案のとおりとします。</p>
	<p>「動物の所有者は、飼い主としての責務を自覚し動物の終生飼養、及び適正飼養に努めてください。」を表記する。</p>	<p>飼い主の責務につきましては、別項目に記載しておりますので、原案のとおりとします。</p>
<p>p3 6 県民の役割と動物関係事業者、行政の責務 動物関係事業者の責務</p>	<p>「飼養管理頭数の制限」を表記する。</p>	<p>動物関係事業者が実施すべき動物の管理については、国が定める「第一種動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目」等に定められておりますので、原案のとおりとします。</p>
	<p>「第一種動物取扱業の廃業後及び第二種動物取扱業の飼養施設の使用を廃止する前に、事前に取扱い動物の引取り先を定める。」を表記する。</p>	
<p>p3 6 県民の役割と動物関係事業者、行政の責務 行政の責務</p>	<p>「動物による危害の防止を、その個体が適切な環境に帰還できるよう、安直な殺処分に頼らない手段での対応に努める。」を表記する。</p>	<p>具体的な施策につきましては、「8 具体的な施策の展開」の項に記載しておりますので、原案のとおりとします。</p>
	<p>「収容施設での殺処分をなくすための動物の愛護と適正飼養に対する関心と理解を深めるための施策を実施します。」を表記する。</p>	

<p>P7</p> <p>8 具体的施策の展開</p> <p>(1) 動物愛護の普及</p> <p>④ 県民意見の反映</p>	<p>福島県動物愛護推進懇談会等が主催者となって、動物愛護に関するシンポジウムや討論会を県民対象に年1度開催して、その結果を懇談会にも反映できるようにしては如何か。</p>	<p>日々、県民の意見を伺う機会を設けていることから、原案のとおりとします。</p>
<p>P10</p> <p>8 具体的施策の展開</p> <p>(2) 動物の適正飼養の推進</p> <p>① 飼養方法の指導</p> <p>【指導要点】</p> <p>2 犬に関すること</p> <p>(6)</p> <p>3 猫に関すること</p> <p>(5)</p>	<p>「社会化が図られた後」を、「最低生後8週齢以上」と明記すべき。</p>	<p>法令を超える制限については計画に表記できないことから、原案のとおりとします。</p> <p>なお、本項目は、国が定める「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準」に則した表記としております。</p>
<p>P11</p> <p>8 具体的施策の展開</p> <p>(2) 動物の適正飼養の推進</p> <p>② 終生飼養の指導</p>	<p>収容依頼者に対して、どのように終生飼養を徹底し、繁殖制限の必要性を啓発するのか、どんな場合が引取りを拒否する事由かについて、詳細を盛り込む。</p>	<p>引取りが拒否できる場合については法令で規定されていることから、原案のとおりとします。</p> <p>なお、啓発の方法については別項目にて表記しております。</p>
<p>P12</p> <p>8 具体的施策の展開</p> <p>(3) 譲渡事業及び飼い主探し支援事業の実施</p>	<p>譲渡に関して、インターネット活用とばかりあるが、もっと具体的に譲渡会を開くなどして、直接触れ合えることが必要ではないか。</p>	<p>収容した犬及び猫の譲渡会については、県動物愛護センターにおいて実施しておりますので、原案のとおりとします。</p>
<p>P24</p> <p>別表2</p> <p>施策等の数値目標</p>	<p>殺処分の最終目標をゼロまたは高い目標値に設定するべきだ。</p>	<p>引き続き、適正飼養の啓発を行うことにより、犬及び猫の引取り数の削減を図るとともに、所有者への返還や新しい飼い主への譲渡を推進し、殺処分数の削減に努めてまいりますので、原案のとおりとします。</p>

その他	動物の虐待に対して罰金を課すなど 正当な罰則を設ける。	既に法令で規定されている ことから、原案のとおりと します。
	動物の虐待について厳罰化する。	法令で規定されるべきもの であり、原案のとおりとし ます。
	アニマルポリスを設置しないのか。	動物に関する殺傷・虐待・ 遺棄事案につきましては、 必要に応じ、警察と連携し 対応しておりますので、原 案のとおりとします。
	飼い主からの犬及び猫の引取り申請 を拒否する。	法令で定められた条件に合 致する場合には、所有者か らの引取り申請を拒否して おりますので、原案のとおり とします。
	ブリーダーやペットショップ、動物カ フェを届出制とし、立入検査を行う。	これらの業につきましては は、既に法令で第一種動物 取扱業として登録又は第二 種動物取扱業として届出が 必要な業として規定されて おり、各施設に年1回以上 を目標として監視指導を実 施しておりますので、原案 のとおりとします。
	災害発生時の救護対策について、具体 的なマニュアルを作成しないのか。	県では、福島県地域防災計 画に基づき、「災害時におけ る動物（ペット）の救護対 策マニュアル」を整備して おりますので、原案のとおり とします。
	所有者不明犬猫の不妊去勢手術に係 る補助金制度を設けないのか。	御要望としてお受けしま すが、現在のところ制度を設 ける予定はございません。 引き続き、国が定める「家 庭動物等の飼養及び保管に

		関する基準」に基づき、県民に犬及び猫の適正飼養に関する普及啓発に努めてまいりますので、御理解と御協力をお願いいたします。
--	--	--

県内 21 件